

## 居宅系サービスの支給量審査基準等の見直しについて（経過報告）

### 1. 概要

障害者自立支援法施行後、10年余りが経過し、障害者施策関連法令の改正・整備が進むとともに障害者を取り巻く社会環境も変化していることから、本市において介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うために定めた「神戸市支給量審査基準」についても「居宅介護」「重度訪問介護」を中心に見直しを行うこととし、29年度より、行政内部（障害者支援課、関係課、区役所障害担当、障害者地域生活支援センター）で検討会を設置し、現状把握や課題抽出、他都市の事例調査等を行っており、令和元年度中の運用を目指す。

### 2. 内部検討会の開催状況

第1回（平成29年11月13日）

主な検討事項：この検討会について、他都市の事例紹介（札幌市、西宮市）、今後の検討の進め方について

第2回（平成29年12月25日）

主な検討事項：他都市の事例紹介（豊中市）、現行の神戸市支給量審査基準について意見交換など

第3回（平成30年3月29日）

主な検討事項：他都市との比較や現行の神戸市支給量審査基準についての意見交換など

第4回（平成30年7月20日）

主な検討事項：見直しの方向性についての意見交換など

第5回（平成30年9月28日）

主な検討事項：見直しの具体的な内容についての意見交換など

第6回（平成30年11月5日）

主な検討事項：見直しの内容について内部検討会での最終案の取りまとめ

- ・支給量決定にあたって介護者の状況を反映
- ・医療的ケアを伴い常時介護が必要な重度障害者の特別基準の創設
- ・支給量決定の判断プロセスの明確化

### 3. 今後の予定

令和元年5月～

当事者等の意見聴取

令和元年9月頃

見直し案について市民意見募集